

平成26年度和歌山県社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員会（第3回）

- 1 開催日時 平成27年2月16日（月）13:30～15:00
- 2 開催場所 和歌山県民文化会館 1階 102会議室
- 3 出席者 川口会長、北出副会長、山崎委員、太田委員、笹尾委員、谷本委員、桑原委員、橋爪委員、辻田委員、松本(吉)委員、池田委員、平田委員
- 4 議 事 (1) 和歌山県地域福祉推進計画（案）の審議について
(2) 和歌山県地域福祉推進計画 概要版（案）の審議について
(概要は、以下のとおり。)

会 長 | 今回は、地域福祉推進計画（案）の最終審議となります。
最初にお願いですが、本日、皆さんから出されたご意見に対する事務局の修正案の確認については、再度、皆さんに集まっていただくのは、日程的に困難ですので、会長に一任いただき、後で皆さんに事務局から文書でお知らせさせていただくということをご了解をお願いします。
それでは、議事の1番目「地域福祉計画（案）」について、ご意見をお願いします。

委 員 | 巻頭の7行目の「また、近年の福祉施策は、住み慣れた地域での自立した生活を支援することを基本的な方向としているため、地域に暮らす支援を必要とする人は増加しつつあり、」というところで、「地域に暮らす支援を必要としている人の増加」の原因は、国の施策によるところもあると思いますが、「昔から住んでいる地域で暮らしたい」という方も大勢おられると思いますので、「国の施策は…基本的な方向とし、また、地域に暮らす支援を必要とする人も増加しつつあるため、」というような文章にしてはどうでしょうか。

事務局 | ご意見を参考に、修正したいと思います。

委 員 | 26 ページの「自殺対策の推進」というタイトルについてですが、「自殺防止対策」というような気がしますので、「自殺対策」なのか、「自殺防止対策」なのか、どちらを使っているか確認をお願いします。

事務局 | 所管の障害福祉課に確認し、必要に応じて修正します。

委 員 | パブリックコメントの意見と、それに対する県の考えは、基本的には齟齬がないと思います。ただ、計画に書かれていることが具体的にどのように実を結ぶかということは、市町村で具体的にどういった取組をするか、ということにかかってくると思います。今後、県は、各市町村に対して、ヒアリン

グ等をしていくと思いますが、その際には、パブリックコメントにあった意見、例えば、「この中には、こういったことも含まれている」というようなことも、市町村に説明してほしいと思います。

事務局 ご意見のとおり、毎年、実施している市町村ヒアリングの際には、そのようなことも伝えていきたいと思います。

委 員 地域福祉というのは、支え合いが大事だと思いますが、高齢化や過疎化が進んでいる地域などでは、支え合いのネットワークが本当に作れるのかという心配があります。具体的には、市町村が作ると思いますが、ネットワークが作れない地域はどうするのか、というところまで詰めてヒアリングをしてほしいと思います。

事務局 計画にある支え合いのネットワークは、例ですので、地域の状況に応じたネットワークづくりを進めてもらうこととなります。また、過疎対策課の事業で、過疎地域の見守り合いにも活用できるような事業もありますので、そのような情報の提供等も行いながら、市町村での取組を働きかけていきたいと思います。

会 長 それでは、議事の2番目「地域福祉推進計画 概要版(案)」に移ります。この概要版に、ルビを付けるということですね。概要版に市町村地域福祉計画の策定状況を掲載する件については、市町村への了解が必要なかどうかわかりませんが、その辺は、どう考えていますか。

事務局 計画の本編に、策定と改定の予定時期まで掲載する際に、各市町村に了解を得ていますので問題ないと思います。

会 長 策定していない町村や、ずっと改定していない町村の住民が、これを見て、役場に意見を言う、というような事態も考えられると思います。各市町村が納得していれば問題ないと思いますが、その当たりが気になります。

事務局 これにつきましては、県民の方々に意見を言ってもらえたら、という思いもあります。というのは、県は、約10年前から計画を策定し、各市町村に計画の策定を働きかけてきましたが、今でもこういう状況で、なかなか進んでいません。今回、計画へ策定状況を掲載しますよ、ということによって初めて、策定時期を明示できるようになったところですので、住民の意見というのも大事かと思っています。

委員 40 ページの「地域資源の活用」で、「出会いの機会づくり」という言葉も入れてもらえたらと思います。というのは、出会いの機会がなければ、せっかくの「場所」も「人材」も活かされないと思いますので。

会長 これについては、こちらで預からせていただいて、整理してもらいたいと思います。

本編と概要版は、それぞれどれくらい何冊作成するのですか。2色刷りですか？

事務局 本編が 1000 冊、概要版が 3000 部です。概要版については、そのうち 1000 部が、ルビを付したものになります。現行のものと同じく、2色刷りです。

副会長 他の委員会の中でのことですが、県内の送迎ボランティア活動はどうなっているのか、という質問を受けました。介護保険制度ができるまでは、多くの送迎ボランティアがいろんな活動をしていましたが、介護保険制度ができから、その制度との兼ね合いで、ボランティア活動が難しくなりました。障害者自立支援法も毎年変わっており、ボランティア活動が国の制度に合わせて変えていかなければならないという状況です。地域の状況もそれぞれ違うし、県内の各地域でどのようなボランティア活動がされているかというのは、ボランティア連絡協議会でも把握できていません。

地域福祉に関しても、様々な地域の状況がありますので、地域に合わせて、この計画を役立てていけるものになってほしいと願っています。

委員 民生委員に関しては、高齢化が進む山間部では、民生委員になる方が少なくなっています。一部では、民生委員を引き受けていただく方がいなくなっ
て、高齢者ばかりになるのではと思っています。よく、一人暮らしの高齢者が問題視されますが、高齢者夫婦の世帯も問題だと感じています。施設に入所するのは嫌だ、という方も多く、地域包括支援センターや行政の方にも入っていただいて、デイサービスの利用やヘルパーさんの訪問利用、食事等、必要なサービスを受けられるようにしている状況です。また、孤独死に関しては、まず、身内の方に連絡しますが、民生委員が葬儀を手伝う場合もあります。

日頃から支え合いの精神で、隣近所で助け合ってください、とお願いしています。若い方が少ない地域も多くなっていますが、高齢者も若い方の力を借りて地域活動に参加してほしいと願っています。

委員 市町村向けのガイドラインでは、計画の進行管理ということが書かれていますが、県の計画の進行管理はどうなっていくのですか。

また、本編の第 4 章第 1 項の 15 ページで「地域福祉の推進を目的とする市町村社会福祉協議会は、中心となって、その仕組みの整備と活動をリード

していくことが求められます。」とあり、市町村社会福祉協議会にも役割を期待いただいているわけですが、基本的に税収とかいうものを持たない市町村社会福祉協議会は、裏付けがないことには活動できません。45 ページの「市町村地域福祉計画に盛り込む事項の例示」の中の「(7)それぞれの地域で地域福祉を推進するうえで必要な事項」に「市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化」が書かれていますので、各市町村が、これについて計画に盛り込んで推進していただくということを各市町村のヒアリングの中でも常にチェックしていただけたらありがたいなと思います。

事務局

県の計画の進行管理については、関係各課の関係事業の取組状況を把握するほか、市町村の地域福祉の推進ということも、この計画の趣旨ですので、毎年、全市町村にヒアリングをして、その取組状況を把握することも、進行管理の一つと考えています。また、今回の計画で、男女共同参画推進事業者登録数や災害ボランティア登録者数等、地域福祉推進の指標を掲載しています。これらについても、毎年、調査し、ホームページで公表していく予定です。

なお、これまでの県の取組の反省としまして、毎年毎年、県の計画の中身について、他の課の事業の進捗等、当課としてもフォローできていなかった部分もあります。それは、大きな反省であり、これからは、まずは、それぞれの市町村でどういった需要があるのか聞いた上で、当課が主になって、関係課に新たな事業展開ができないか働きかけていきたいと考えています。

委員

私は、主に児童虐待のことをやっていますが、この間の世界大会なんかでも、かなりクローズアップされていたのが、包括的な取組です。虐待の背景に貧困がありますし、家庭内の体罰が許されるような背景の問題、DV との関連とか、いろんなことが絡んでくるのです。地域福祉の計画というのは、そういう包括的な全体に繋がる課題であるかと思います。同和問題の取組も、経済対策等も絡めた行政と県民が一体となった人権運動としての取り組みが効果的だったと思います。地域福祉の推進も包括的な取り組みや住民運動となるような工夫や取り組みが必要になると思います。

和歌山市の2歳児の死亡事例や紀の川市の虐待事件でも、連携とかコーディネートとかいう言葉を使いながらも、実際には機能していないのです。連携というと、「そこに紹介したら終わり」とか、それぞれが別々にやっているの、実際進めていくことを想定して、もっともっと考えていかないと形だけになってしまいます。具体的な事例を特に大事にいただきながら、それに対する対応策を考えるようなシステムづくりが必要だと思っています。

委員

身体障害者の団体を担当していますが、各郡市の役員から、「障害者が65歳になって、障害者福祉制度から介護保険制度に変わる時に、サービスが落ちる等、市町村で温度差がある。」という意見があり、調査しましたが、や

はり地域によって差があります。県の方で市町村をチェックして、差が生じないようにアドバイスしてほしいです。

計画を作ったとなると、福祉保健総務課で、計画が進んでいるか、というチェックをしていただけるのですか。それとも別のチェック機関があるのですか。

事務局 先ほど申し上げたように、関係課の取組については、把握していきたいと考えています。

委員 市町村の差が激しいのを、県は、もうちょっと入り込んで、ご指導いただきたいと思います。

事務局 指導という点については、毎年の市町村のヒアリングで、他の市町村の取組を紹介していきながら、こういったことを考えてください、という助言というような形で、働きかけ等していきたいと思います。県も市町村も、お互いに地方公共団体同士の対等の立場ですので、上下という関係でもないことから、できる範囲でやっていきたいと思います。

委員 移動に関して、その手段がなくて、車に頼らざるを得ないということが多いです。障害者や高齢者は、事故のリスクが高くなると思いますが、特に地方では、車に乗らざるを得ない状況です。でも、それが、ボランティアでできるか、というと、他人の命を預かることになるし、車の維持費の問題もあるし、疑問です。自助、公助、共助のそれぞれができることを分けて考えていかないといけないと思います。

住民の方が生活しやすいように、地域の状況に応じた法制度の運用を考えるのと同時に、特に、人材や社会資源が少ない所ほど、宝の持ち腐れにならないようにするには、マッチングが大事になってくると思います。

この計画を活用しながら、みんなで知恵を出し合っていないといけないと思います。県も市町村に働きかけて行ってほしいと思います。

委員 私は、ケアマネージャーをしています。27年度に介護の制度が変わり、予防給付の部分が総合事業になります。それに伴い、先ほどの意見でもありましたが、障害者区分と介護保険の同じ区分との間で差があり、利用できるサービスが違うというのが現状です。障害者の方が介護保険に移った場合にサービスが使えなくなったり、これまで利用者の負担がなかったのに負担が生じたり、利用者にとっては大きな問題です。介護タクシーも、たとえ山間部の急な坂道でも、利用できないケースがありますので、この計画で、サービスの対象にならない方をフォローしていただけるようになればいいなと思います。

委員

前向きな、立派な地域福祉推進計画ができました。

皆さんがおっしゃるように、私も地域の差というのを感じていますし、実行するのは難しいだろうと思います。高齢者や障害者が多い地域もあります。計画の基本になっているのは、自助・共助・公助ですが、共助は、なかなか難しい。さらに公助となると、役所も職員が手一杯の仕事を抱えています。高齢者団体では、若い人に迷惑をかけないように、健康長寿に向けた取組をしています。高齢者も支える側になって、この計画が実現するようにがんばりたいと思います。

委員

前回の委員会でも言いましたが、非識字者の問題についてです。どうしても、非識字者の問題というのは、忘れ去られがちです。私の身内や周囲にも、たくさんの読み書きができない人がいます。現代の日本においても非常に大勢います。非識字者になった理由というのは、貧困の連鎖や、障害等のいろんな理由で学校に行けなかったりとか、様々です。具体例を挙げると、県の避難所運営マニュアルなんかを見ると、「いろんな情報を貼り紙しなさい。」となっています。これは、読み書きできない人にとっては無駄なんです。読み書きができないという理由で、いろんな情報や行政サービスが受けられないというのは、差別になるのではないかと思います。

計画に、非識字者という文言を入れられない、入れるのが嫌だというのであれば、しっかりと市町村ヒアリングの中で、担当者に伝えてほしいと思います。

市町村の担当者でも、読み書きができない人がいる、という考えがほとんどないのではないかと思います。県にしても、県の非識字率がどれくらいかという実態把握もできていないという状況なので、この辺りは、しっかりと市町村に伝えてほしいです。

委員

介護サービスの仕事に従事している友だちの話ですが、利用者は、ヘルパーを待ち構えているそうです。そして、身の回りの世話をしようとする、「それより、お前の顔を見たかったんや、話がしたかったんや。」というそうです。制度を充実させていくとか、体制を作っていくことも非常に大事だと思いますが、具体的な部分は、障害者や高齢者のそれぞれの施策があると思います。うちの町内でも、ボランティアで見守りをしていますが、地域福祉で一番大切な役割は、その制度の隙間をどう埋めていくか、とか、日常的な部分で人とどうかかわっていけるかというところだと思います。見守りというと、仰々しい話に聞こえますが、そうではなく、顔を見る、或いは、「元気かい？」の一言でいいんです。一日誰とも話をしない高齢者が結構います。そういう高齢者をなくしていこう、そういう体制をどう作っていくのかということも、地域福祉推進の重要なテーマとして、しっかりと考えていただきたいと思います。

委員

県の計画の見直しがされ、次は、市町村の計画になると思います。先日、地元の地方紙で紀南の市町村の地域福祉計画の策定状況の一覧表が載っており、策定が遅いという、かなり厳しい意見が出ておりました。

田辺市については、平成 19 年に計画を策定し、24 年に 1 回目の改定をしました。今度は、29 年の 2 回目の改定に向けて、27、28 年度の 2 カ年かけて見直しに取り組んで参りたいと考えています。

会長

どうもありがとうございました。

本日の意見に対する修正に関する最終案については、こちらに一任させていただいて、事務局から、その結果を文書で皆さんに通知していただきたいと思います。

事務局

貴重なご意見をありがとうございました。

今後の予定ですが、必要に応じて修正を行いまして、知事決裁を得て、3 月に改定させていただきます。

また、今年度は、計画改定の年ということもあり、毎年、概ね年 1 回、開催させていただいている委員会を 3 回開催させていただきました。お忙しい中にもかかわらず、多くの委員の皆様にご出席いただき、貴重なご意見を頂戴しましたことについて、感謝申し上げます。本当にありがとうございました。